

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年3月6日(水)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 齊藤 啓昭(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 安東 章(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 河村 俊哉(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 横田 希代子(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 磯村 建(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 及川 京子(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 岡村 英郎(第二東京弁護士会所属)
弁護士 奥津 麻美子(東京弁護士会所属)
弁護士 竹村 操(第一東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の方との意見交換会を始めさせていただきます。

私、今日、司会を務めますけど、刑事3部の裁判官をしております齊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は被告人の責任能力、あるいは精神障害ということが問題になった事件を御担当された方ということでお集まりいただきました。

検察官や弁護人はもう御承知でしょうけれども、元々こういうことが問題になる事件というのは、始まる前から結構これは難しいかもしれないということで、模擬裁判をしたり、いろいろ研究をしたりして準備をしてきたわけです。既に東京地裁だけでも50件を超える事件が実際に審理して判決をさ

れているようです。我々としては工夫してきたことが、裁判員の方は実際どういうふうに思われたんだろうかということで、今日は私自身もちょっとドキドキしながら司会をしているというところです。

それでは、最初に私のほうで皆さん方が担当された事件について、簡単にその時期や、どんなことが問題になったかということをお一人ずつ御紹介していきますので、それに続いて、今、裁判員の務めを終えられた感想を伺いたいと思います。

では、順に1番の方からですが、昨年11月に判決をされた殺人の事件ですかね。精神的な病ということで、女性の被告人の方だったようです。心神耗弱が認められた事件。内容としては、9歳の次男の首を絞めて、お母さんが殺害してしまったと、そういう事件だったですかね。

1番

私、会社員やっていますんで、裁判については、もう勿論全般的に素人です。イメージとしては、やっぱりテレビドラマですかね、そういった裁判のシーンだとか、あとは世間から注目されている事件ですかね、そういったのをテレビの報道だとかニュース番組の中でフリップだとか使って説明を見るという程度の認識しかない状態で裁判員として参加しました。

当然ながら初めて参加して、実際に被告人の表情ですかね、そういったのを見たりとか、傍聴席のほうの反応ですかね、そういったところを、いろいろな場面がリアルに見れたというところで、すごく自分の中で、最初の気持ちよりはもう真剣に取り組まなければいけないんだなという、そんな自分がどんどん変わっていくという裁判だったなと思いました。

司会者

それでは、続いて2番の方ですね。昨年10月に判決のあった放火の事件でした。男性の被告人の方で、アルコールの問題を抱えていらして、責任能力についても争いがあって、結論としては心神耗弱で有罪になったという事

件だったと思います。

2 番

私の場合は、まず裁判担当というか、するに当たって、自分と直面することになりました。果たして自分が人を裁いていいのかとか、自分がやってきたこと等々。それがそれから始まって、裁判の最中にも、被告人、アルコール依存というのが出てきましたが、自分とそう大差ないのではないかと。ほんの少し、多分外れただけで被告人のように自分もなってしまうのではないかと、いろいろ考えさせられまして、結果、やはり自分の問題とも直面する問題というか、いい機会になったなと感じました。

司会者

続きまして、3番の方ですね。昨年7月に判決のあった放火の未遂事件。境界性のパーソナリティー障害とか、あるいは薬やアルコールの影響ということが問題になって、結論としては完全責任能力ということで執行猶予付きの判決をされたという事件だったと思います。

3 番

私の場合には、義理の父親が弁護士であったということと、仕事がコンサルティングということで、裁判になっているお客さんとかということで、法的に関わるということは結構多かったですけど、今回犯罪というものに関わるということで、やはり自分自身で人の人生を決めてしまうということに対して、非常に裁判の途中でも、この判断が正しいのかどうなのかということはいつも考えさせられました。ただ、こういうことを一回経験することによって、人としてどういうことが問題なのかということがやっぱりよく分かるので、これからのされる方も何とか参加して一回経験されたほうがいいんじゃないかなというふうに今は思っています。

司会者

では、4番の方ですね。昨年3月に判決のあった放火の事件です。精神遅

滞とか、鬱状態と、あるいは統合失調症があるか、ないか、というようなことが問題になって、結論としては完全責任能力ということで判決をされたという事件だったと思います。

4 番

私が去年やった裁判員のおれで、やはり2番さんが言ったように、自分というものの闘いになってしまったんですね。だけれども、最後によくよく考えてみると、七十有余年自分が生きてきた中で、自分の中で常識というものの、ほかの人とは違う場合もあるかもしれませんが、培ってきたもの、そういったもので判断するよりしょうがないなということに最後に至りまして、結果的にその自分の判断に従って最後は全うしたということになりますけれども。人を裁くということは非常に難しいことだなということを痛切に感じました。

司会者

それでは、続いて5番の方。昨年12月に判決のあった、これは殺人事件だったですかね。お父さんを牛刀で刺し殺してしまったという被告人の事件でした。心神耗弱ということで判決があった事件だったと思います。

5 番

やはり私の場合も裁判ということに関してはまるっきり素人なので、少し法律的な表現が出てくるとちょっと分かりにくいのがちょっとあれなのと、あと、身内同士の親子のなので、それだからどうしてもお母さんからすると、どっちも大切な存在だと思うので、何となくまあまあというあれがあったと思うので、また、これそうでなくて、他人同士の関係のだったら、また違うんじゃないのかななんて、後になってからちょっと考えました。以上です。

司会者

それでは、続いて6番の方。昨年9月に判決のあった、やはり放火の事件です。いろいろな病気の名前が出てきたと思いますけれども、結論としては

心神耗弱ということで、執行猶予付きの判決をされました。

6 番

まず、私が参加したきっかけではないんですけども、裁判員制度が始まって全く自分には関係のないことだと思っていたんですが、実際に自分のところにお手紙が来たときに参加できない人もいると思うので、参加することが責任ある行動かなと思って参加しました。私みたいな普通の人の意見が、普通の人間が参加するのがきっといいのかなと思って参加をしました。

それと、私が担当した事件なんですけれども、執行猶予が付いたんですが、普段ニュースとか見て執行猶予が付くと、刑という感覚がなかったんですね。執行猶予というのは、何かうまく逃げたなではないんですけども、そういう感覚があったんですが、なぜ執行猶予が付くかとか、執行猶予に至るまでの過程があれだけいろいろなことを考えられて、そういう結論に至るということが分かったのがとても貴重な体験でした。

司会者

今日もたくさん執行猶予付きの判決をされた方もいらっしゃる。また後ほど、そのあたりも伺いたいと思います。

それでは、続いて7番の方。やはり放火の事件で、平成23年10月に判決された事件でした。この方も、いろいろな精神的な問題を抱えていらして、結論としては心神耗弱ということで判決をされたということだったと思います。

7 番

私は皆さんとちょっと違うのかもしれないですけども、当時を振り返って、今もう一回それをやったら同じこと考えるかなというのをすごく疑問に思っていて。本当に正しい考え方とか、ジャッジをしたのかなというのはどうも分からないですね、いまだにね。その心神耗弱というものに至る経緯みたいなところなんかも、過分に考慮をし過ぎた嫌いが自分であったりなんかして。

でも、言った意見はかなり被告の方には厳しいこと言ってたりですね。そういう意味でいうと、そういうの何回も何回も思い出すんですよ。あんまりそういう意味で嬉しい思い出ではないということです。

司会者

はい、分かりました。大変複雑なというか、微妙なお気持ちも抱えていらっしゃると。また後ほど、そのあたりも伺いたいと思います。

それではお待たせしました。8番の方ですけれども、昨年11月に判決をされた、放火の未遂、それから建造物以外放火、いずれにしても放火が2件あった事件でしょうかね。責任能力が問題になって、結論としては完全責任能力ということで実刑の判決をされたということだったと思います。

8番

まず最初にこういう呼出しというんですか、一回目、実はお断りして、認められまして、ああ、よかったなと思っていたら、また来まして、これはもう行かないと、ずっと来るのかなと諦めまして、二回目は素直に参加させていただいたんです。

私、多分皆さんはいろんな案件の中で、多分一番刑としては軽いというか、未遂の部分があったので、そういった意味では本当殺人事件だったらどうしようかなという物すごい、この中にもいらっしゃったみたいですけど、物すごいそういう不安があったんですけど、実際出てみたら、こういう言い方がいいかどうかは分かりませんが、非常に軽めのほうの罪を問われた裁判でしたので、そういった意味では非常に気楽な気持ちで臨むことができました。

そういった意味で、経験として非常によかったなと。またそういう、今度3回目、そういうお手紙が来たら、今度は喜んで参加したいなという。楽しかったよという恐縮かもしれませんが、非常に自分の成長の糧になったかなという経験をしたいい思い出です。これは、でもそういう殺人事件ですと、また逆なもとの嫌な気持ちになることもありますけど、そういった意味

では非常に、同じ裁判員の中でもやっぱり罪の重い軽い、あと内容によって、親族が絡む、絡まないで、全然その重みが違うんじゃないかなと思いますので、私の場合は、そういった意味では非常にいい思い出でした。

あと、全般的な感想としては、今回のテーマ、責任能力ですとか、精神障害ですとかとあったんですが、そういった意味でも、私の案件の場合ではどう見ても普通というか、弁護士の方が一生懸命そっちの方向に持っていつているのかなというような印象で始まったものでしたので、そういった意味では全般的にも間違いなく障害じゃないなという全体のイメージで、そういった意味で非常に、今回のこういう話し合い等のテーマだとすると、ちょっとあんまりそぐわなかったのかなという気はしております。

司会者

ありがとうございます。ただ、そういう中にも、やはりいろいろな問題が隠れているのも実はあつたりしますので、ぜひ伺いたいと思います。

今、最後にもお話ありましたけれども、今回の方々は、いずれも法廷でお医者さんの証人尋問なり、プレゼンテーションというのを皆さん聞いていただいていると思います。そのあたりから切り口に入りたいと思います。

あと、ちょっと脱線しますけれども、たまたま今回来ていただいた方々の判決を見ると、皆さんの判決、一審で確定しているんですね。

それでは早速ですけれども、お医者さんのお話を多くの方はプレゼンテーションという形で、画面など使いながら聞いていただいたと思います。審理の計画など拝見すると、ほぼ全ての事件が冒頭の手続をした後に、お医者さん以外の被告人の話とか、証人の話とか、書類の証拠とか、そういうものを調べて、大体終わりのほうでお医者さんの説明を聞いていただいたというような審理の進め方になっていました。

最初の質問は、そのお医者さんのプレゼンテーションを聞かれて、それがよく理解できたのか、あるいはそれまでの審理の中で、例えば検察官や弁護

人がどんなことを問題にしているのかとか，いろいろな話を聞いていただいたと思うんですけども，そういうものがしっくり，お医者さんの説明聞いて腑に落ちたのかどうかというあたりから伺っていきたいと思います。

これからは，もうどなたからでも結構ですので，もしこういうこと気がついたという方がいらっしゃったら，できるだけお話いただけないでしょうか。いかがでしょうか。

2 番

僕らの場合はお医者さんが出てきて，お一人だけだったんですよ，その被告を診た方が。僕の印象だと，僕もちょっと精神分析，ほんの少しですけどかじったことがあったから，言葉，専門用語とか，分かったんですけども，かなり個人的な意見が入っているなという気もしたんですよ。時間的なものとか予算の問題とかで，もう一人セカンドオピニオンというか，第二の意見というものを聞くというものができないものもあるのですが，そこはちょっと，いまだにちょっと，あのお医者さん一人の意見で，その意見をもとに話合いが進んでしまったので，もうちょっとお医者さんの意見というものは慎重に複数意見等々できたら，よりよかったかなという感想を持っています。

司会者

2 番の方の事件の場合は，お医者さんのプレゼンテーションというの也比较的長くというか，三，四十分ぐらいされましたかね。

2 番

そうですね。かなりというか。時間は分かんないですけども，裁判の中では，そこが一番重点が置かれたものでしたね。意見としては。

司会者

一点だけ伺いますけど，その方のプレゼンを聞かれて，その個人的な意見がというお話でしたけど，何か2 番の方自身としてちょっと納得できないこ

ととか、もう少しほかの方の意見聞いてみたいなと思うところがあったということでしょうかね。

2 番

あと、弁護士の方からの質問、そのお医者さんに言ったときに、かなりヒステリックな表情と言葉遣いだったんですよ。それを見ても、ううん、ちょっとなど、ちょっと疑問を持った次第ですね。お医者さんとしての中立というのかな、そういう中立性とかにちょっと疑問を抱いたことがありました。

司会者

お願いします。3 番の方。

3 番

私が担当した裁判では、お酒と薬の因果関係によってというところが裁判の争点になっていたので、ワイン500ミリと薬を何錠飲んだかということが争点になっていたんで、一応その薬が段々効き目が薄れていく時間とかというところが争点だったものですから、2 番の方のような精神的なことというよりは、逆に言うと、お酒と薬がどういう因果関係があったかというところに集中したプレゼンテーションだったんで、比較的いろんなグラフだとか、そういうものを使ってやっていただいたので、それは参考になったと思っています。

司会者

どうぞ、2 番の方。

2 番

私の場合も、アルコールを飲んでから何時間経過して、離脱症状の中で起こしたものであるということになっていたんですけども、それもいろいろ意見がある。お医者さんは一人しかいなかったんで、それがもとになったんですけども、もし、ほかのお医者さんが判断したならば、その経過時間とかも、また違う意見が出てきたのではないかと、そういうことも思って。まあ、そう

いう制限があるのは分かりますけども、お医者さん一人の。

結局精神障害とかだと、僕はもう分からなくて、裁判官の方たちも分からない。お医者さんの意見に沿っていくしかない部分があるので、そういう意味でもお医者さん一人というところはちょっと難しいのか、難しいというか、そこに全て委ねてしまっていていいのかなという疑問はあります。

司会者

ほかの方で、プレゼンテーションを聞かれてどんなふうに思ったということで、もし言っていただけの方があればお願いします。

6 番

法律の言葉も初めて聞く言葉が多い中で、このお医者さんがプレゼンテーションしてくださった言葉自体が私は初めて聞く言葉とかが多くて、内容を理解するのにとても頭を使いました。多分裁判員の中で理解できた方はいるとは思いますが、その部分を判断してくださいというのは難しいのではないかなと感じました。

それと、そのプレゼンテーションしてくださったお医者様の病院に、その後受け入れるという形の。

司会者

被告人を受け入れるということですかね。

6 番

はい。というような流れというか、そういうのがあったんですが、個人的に、その先生でその病院に入れるというのはちょっと違和感がありました。

司会者

今、最後におっしゃっていただいたのは、その鑑定をされた方が病院で引き受けると中立の意見が言えるのかなとか、そういう意味ですよ。分かりました。ありがとうございます。

6 番の方が担当された事件は、お医者さんから40枚ぐらいいっぱい画

面が出て、結構丁寧に説明があったと思いますけども、今のお話だと、やっぱり法廷の中だけでは、なかなか理解が難しいところがあったということでしょうかね。

6 番

短い時間で、バァーっと。

司会者

このテーマは、お一人ずつ、何か感想があれば伺いたんですけど。ほかの方、いかがでしょうか。

では、1 番の方、お願いします。

1 番

はい。私は殺人事件のほうに当たったんですけど、精神科医の先生のお話ということで、通常は何か数回の診察ということをお伺いしたんですけど、私が裁判員やったものについては、過去に例を見ないぐらい自分としては診察を行ったという先生が、ほぼ中立の立場というんですかね、そんな形で証言というか、説明、いろいろしていただいて、我々素人でも分かる状況。要は、例えば薬を本人が嫌がっているんだけど、実際は、通常こういう薬が与えられて、こういう症状が出るんだよというところまで具体的に例を出してプレゼンしていただいた部分もありましたんで、結構先生の意見は納得かなという、素人から見て、そういうふうに、決して誘導しているのではないなというところはありませんね。

司会者

ありがとうございました。1 番の方の事件でもかなり、大体三、四十分ぐらいプレゼンテーションがあって、相当、多数、画面を使われてやられたみたいですよ。

あと、そうですね、難しそうなところで、7 番の方なんかはお医者さんのプレゼンテーション、何か印象に残っていることはありますか。

7 番

エフェドリン，アルコール，シンナーの血管障害，ビタミン B 1 欠乏，長期にわたり脳がダメージ，認知症と加わると，全く分かんないですね。何がどう因果関係持っていて，そこはもうお医者さんのお話を聞いて信用するしかないというのが当時のぶっちゃけたところでしたね。

司会者

プレゼンの後で，審理の予定を見ると，かなり長い時間，お医者さんに対する質問なんかもあったと思うんですけど，検察官や弁護士からですね。あるいは裁判所からもあったと思いますが。そのあたりの質問なんか聞かれています，ああ，そういうことだったのかとか，あるいは何か理解が深まったとか，そういうことはあったでしょうか。

7 番

確か被告人の方を診た回数が，相当，複数回やられていたと思うんですね。その観察の中身なんかも，複数回の違いのなさとか，そういうものはしっかりと御報告をいただいていたので，診られるポイントとか，中身とか，ということについて，ずれがないということは確信をそのときしたと思います。

ただ，それが本当に心神耗弱とどういう因果関係なのかというところは，やっぱり分かんなかったですね。

司会者

最後に言っていたところは，半分ぐらい法律のほうに入ってくることになって，また後で伺いたいと思います。

そうしたら，4 番の方は精神遅滞とか，あるいは弁護人の主張では統合失調症の問題とか，そういうことが確か話題になっていたと思いますけれども，お医者さんの説明というのは聞かれていますか。

4 番

お医者さんの説明はもう本当に簡単に簡潔に証明してもらえたんで，私ど

もはさほど異議を唱えるようなことはなかったんですけれども、弁護人の方は、検察官が依頼して、そのお医者さんを依頼して判断してもらったと。これは判断材料としても不十分であるというふうには言っているんですけれども、弁護人の方も、それじゃあ、自分のほうからお医者さんを依頼して判断を仰ぐということはしなかったということは、ある程度このお医者さんの証言を納得したんだろうと。

だから、私どももそれをもとにしまして、結局この人のは心神耗弱とか、そういったあれはもう全くないという判決です。当然私も、これは納得はしております。

司会者

ありがとうございます。今もお話出ましたけど、たまたま、今回おいでいただいた皆さん、8番の方のお医者さんは別なんですけど、1番から7番の方は、捜査段階で行われた鑑定ですね。それを担当されたお医者さんが公判、裁判で証人でおいでになると、そういう形でした。8番の方の聞いていただいたお医者さんは、そういう鑑定もしていないけれども、障害の専門家という立場で、検察官から証人として請求されたということだったと思います。

じゃあ、そんなに深刻な争点ではなかったということでしたけど、8番の方、何かそのお医者さんの話を聞いていただいて、どんな御記憶ですかね。

8番

非常にお話上手で、分かりやすく。そもそも論点がもう本人も罪を認めていて、もう基本的に量刑がどのくらいかというような裁判だったと思っておりますので、その辺をすっきりさせてくれたという形で非常に分かりやすかったです。聞いていて気持ちよかったです。

司会者

ありがとうございます。

それでは、あと、5番の方かな。病名、なかなか馴染みのないところもあ

と思うんです。ただ、かなり、息子さんがお父さんを牛刀でということで、何でこんなこととか、疑問もきっとお持ちだったと思うんですけれども、何かお医者さんの説明聞かれて、記憶に残ったことはございますか。

5 番

私のしたこの裁判でのお医者さんは、あまり図とかそういう説明が、図とかそういう見て分かるのはなかったんですね。ずっと全部お話でもって。それで割とボソボソボソという感じのお話の仕方なので、その辺がちょっと分かりにくかったかなとも思うんですけれども。あと、この問題が起きるには、やっぱりこのお医者さんのお話では、その躁状態のときにはそんなにそうそう眠れるものではないですというあれだったんですけど、このお父さん、お母さんは、割と昼寝しろ、昼寝しろというふうにしたので、何かその辺がちょっとずれがあっただけでも問題が起きるような、本人からするとささくれ立つ形になるので、それも一つの事件が起きた要因かなとは思うんですけれども。

司会者

被告人の話では、そういう障害に対する親の理解があまり十分ではなかったということがきっかけになっていると、そういう事件だったですね。

それでは、今、2番のお医者さんのプレゼンテーションということでひとまわり伺って、何人かの方から中立と言えるのかとか、もう少しセカンドオピニオン的に聞いたらどうだったのかとか、そういう御意見もいただきましたけど、ほかに何か、こういうところはよく分かったとか、もう少しこういうところは見直してもらったほうがいいと思うとか、何かそういうところでこのテーマで言っていただけの方がもしいらっしゃれば。

2 番

僕がそのお医者さんに対してセカンドオピニオンが欲しいというのは、実は弁護人がそのお医者さんに質問したときに、調べてから質問してください

とその質問をはねのけたんですね。それが分からないからあなた呼んでいるんでしょう、専門家をと思ったんですけど、またその弁護人、若い方だったんですけど、そこで萎縮して、そのまま引っ込んでしまったんですね。そういうことがあったので、余計このお医者さんの意見でどこまでいいのかなという思いを持ったというのがありました。

司会者

分かりました。やっぱり2番の方としては、そういうお医者さんの態度を見て、ちょっとこの先生大丈夫かなという思いもおありになったということなんですね。

2番

それと、そういう態度に対して、そこで弁護人がちゃんと、あなたが専門家であって、その専門家の意見を聞くためにあなたを呼んだので、その言葉の説明をお願いしますと言えばいいだけだったのに、そのまま黙り込んで、タジタジとしてしまったというのが非常に印象に残っております。

司会者

よく分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、話を先に進めますけれども、もう既にお話いただいている中でもいろいろな精神障害の症状とか、病名とか、あるいは薬の名称とか、あと毛色の違ったところでは、こういう精神障害のある方には、医療観察という形で手当をすることもできますとか、事件によっては皆さん日ごろ馴染みのない専門的な用語とか、制度の説明とか、そういうものも聞いていただいたと思います。そういうところで何か戸惑われたりとか、あるいはこういうふうの説明してもらったのでよくこれ理解できたとか、何かお気づきの点はあるでしょうかね。いかがでしょうか。どなたからでも。

1番

私が担当した裁判のほうは、検察側も弁護側も心神耗弱であって、その点は争わないよというところがもう最初からありました。

じゃあ、どこが争点なのというところがあったんですけど、一応どうも弁護側の方はちょっとずれてきているのかなと、私は率直に感じたんですけど、そのときは。ただ、お医者さんの意見ですとかそういったところで、我々が知らない刑を決めていく中で、医療観察だとかそういったことをやってからその刑を処するんだよとかという細かいところまで説明をしていただいたので、すごく評議だとか、部分に役立ったなと思いました。

司会者

ありがとうございます。1番の方の事件は、結論としては執行猶予になっていて、弁論とか、そういう中でも医療観察の手続があることが弁護人から説明されたわけですね。

1番

はい。

司会者

なるほど。その辺の説明はよく理解できてとても参考になったと、そういうことでしょうか。ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。何かこの専門的ないろいろ、知識とか、言葉とか、そういうことでもう少しこういうやり方があってもいいんじゃないかとか、何かそういうことで。

2番

僕が担当したものは、後で戻ってからみんなで話し合う機会に、そのときに十分に話合いができて、分からない言葉の説明、解説、またはみんなで考えるということは十分できたので、その点はよかったです。

ただ一つ、裁判官のお一人の方が、多分サービス精神だったと思うんですが、この言葉はと言ったときに、じゃあ、ググってきますと言ったんですね。

やめてくれと言ったんですけども。多分一般の人たちのためにサービスとしてやろうとしたことなんでしょうけど、あまりそういう方向にはいかないで欲しいなと。

司会者

専門的な言葉が出たときに、裁判官がググってくると、調べましょうかみたいなことを言われて、皆さんから、もうそれは別に必要ないという。

2番

いや、僕が言っただけです。

司会者

なるほど。ありがとうございました。

いかがでしょうか、何かほかに。

先ほど6番の方がこれにまつわることで、やっぱり法廷では専門的な知識の面でまだ十分理解しかねるところがあったということだったんでしょうか。何かそういうところでお気づきのところがあれば。

6番

いらっしゃってくださったお医者さんの方がちょっと癖のある感じの方で、何か質問とかが出ても、割と、俺が正しいのに何でそういう質問するの的な、そういう口はきかないですけど、威圧感があって、俺の意見がこうなんだから、もうこうでしょうみたいなだけで進んだんですね。なので、そういうものなのねと、多分私たち、ああ、そういうことで、こうなって、こうなったんだと思って。

なので、やはり先ほど2番の方が言ったのではないんですけど、一人の方の意見だけ聞いて決めてくださいというところはどうなのかなとは思ってますけど。

司会者

ありがとうございました。

7番の方の事件もさっきちょっとお話がありましたけど、相当いろんな障害の名前とか、いろいろな病気についての説明などもあったと思うんですけど、そういう専門的な知識や言葉などで御苦労されたことというのは、仕事していただく中ではありましたですか。

7番

この中でいうと一番古い、一昨年10月だったので、相当忘れてるんで、大変申しわけないんですけども。

その専門用語とかは、多分そのときそのときで、ちゃんと理解できる説明をいただいたと思います。医療観察制度とか、医療刑務所でしたっけ、あの辺の御説明をしっかりいただいて、それはよく分かったんですけど、そのインフォメーション自体が割とその後被告人がどこに、この後いるべきかみたいなことですね、結構左右する状況だったんです、私にとってはね。本当にそのインフォメーションされるタイミングというのがどこでやるべきなのかというのが今一つよく分かっていないんです。本当に、言ったとおり、かなりその被告人の心神耗弱に至る経緯みたいなところが、私、深く感じてしまったので。となると、一番その被告人が、その後、一人間として、一番よい環境で治療を受けられるみたいなことを考えて、医療刑務所みたいなことがあったので考え始めたというのが実はありました。なので、その辺のインフォメーションのタイミングとか、全体、考えていく中で、あまり影響をしない情報の与え方とか、そんなことというのも、ちょっと気を使ったほうがいいのかという気はしています。

司会者

ありがとうございました。そうですね、医療観察ということになると執行猶予が前提で、医療刑務所は、それは服役することが前提で、そういうことと結構結びついちゃっていたからということですよ。ありがとうございました。

ほかに何か専門的な言葉とか，手続とか，そういうことで御苦労されたりとか，逆に何かこういうことでよく分かったとか，そういう御経験があった方というのはいらっしゃいますか。どうでしょうか。

よろしいでしょうかね。今，言っていたのとおり，どういうタイミングで誰から説明するのがいいのかというのは，確かにいろいろ工夫しなきゃいけないところなのかなと，伺っていて，思いました。

先へいきますけど，今度は医学的なところというよりは，むしろ法律の話ですね。結論から言っても，完全責任能力という結論になったもの，それから心神耗弱ということになったものと分かれています。それから，争いがあった事件もあれば，争いがなかった，例えば心神耗弱ということで，争いがなかったという事件もございます。

審理の中，あるいは評議の中で，この点についても，裁判官，検察官，弁護人から説明があったと思うんですけども，その違いとか，あるいはどういうふうに判断していくのかという手法のあたりで，何か難しかった，あるいはこういうことでよく分かったとか，そういうことがありましたら御紹介いただくと大変ありがたいんですけども。どなたかいかがでしょうか。

何か内容的なところで法律の責任能力についての考え方とか，あるいは例えば心神耗弱とか，何かそういうところで分かりづらかったとか，もうちょっとこういう説明があったほうがよかったとか，お気づきのところはありませんか。

2 番

その心神耗弱，心神喪失の違いとかですよね。その点については十分な説明があったと思います。理解しています。理解できました，そのときは。疑問はなかったです。

司会者

ありがとうございました。

ほかに何かこの点でいかがでしょうか，どなたか。

記録で見ると，確か8番の方は，裁判所から責任能力とか，故意とか，こういうふうに理解してくださいというようなことを，検察官や弁護人とある程度共通して説明があったようになっているんですけど，そういう説明を受けられたというのは覚えていらっしゃるでしょうか。責任能力とはこういうものですよという。

8番

あんまり記憶力よくないせいか，明確な記憶ないんですけども。全般的にはストレスなく，きちんと説明いただいて進んでいますので，何か分かりにくかったものというのは，もうほとんど感じなかったです。

司会者

ありがとうございます。多分これは皆さんお聞きになっていると思うんですけど，自分の行っていることが悪いことであると分かっていたのかどうかとか，あるいは悪いと分かっているけど，これをやめることが著しく困難であったと。これ，8番の方がやられた例で，工夫された説明のようなんですけど，法律の説明なんて，分かったような分からないような表現になっているんですけどね。多かれ少なかれ，こういうお話を皆さん聞かれていると思うんですけど，何か戸惑われたりとか，誰かがこういうふうに説明してくれたとか，覚えていらっしゃることで，3番の方とか，何かありますか。

3番

何か悪いことをやめるとか，そういうのがやっぱりこの中で説明があって，この事件の場合には，事件の最初から捕まるまでの間の被告の行動というところで，それが要するに整合性があったのかというところが争点で，そういうようなところから，判断になっていったというところですね。

司会者

判決書でも，その辺が書いてありますよね。

ほかに、例えば4番の方の事件は、判決では完全責任能力と。弁護人としては心神喪失の疑いが残るといような言い分だったと思いますけど、何かそういう法律の考え方のところで困られたこととか、何かありましたか。

4番

お医者さんの説明で、非常に簡単に簡潔に説明してもらったので。そういう統合失調症とか、あるいは心神耗弱だとか、当然弁護人としては、そういう方面から責めるよりしょうがなかったのかなというふうに僕は感じましたけれども、お医者さんの言うことは、もう本当に、一々、ごもっともという感じだったもので、もう疑いをはさまずに、それはもう判断ができたということで。お医者さんのそのプレゼンテーションが非常によかったということもあると思います。

司会者

やっぱりその説明を聞かれて、法的なところの判断も、それほど難しくは感じられなかったということですかね。なるほど、分かりました。

あと、1番の方は、検察官も弁護人も心神耗弱ということで争いがなかったということだったと思いますけれども、ただ、入院をされていたりとか、家族間でいろんなエピソードがある事件で、法的な判断のところで難しかったとか、迷われたりとか、そういうことは特になかったですか。

1番

やっぱり本人の主張だとか、ほかのお医者さんの診断結果、それは本人は受け入れていないだとか、いろんな考え方が何か二転、三転している部分がありましたんで、どっちを信じればいいのかということで、順番が、たまたま殺人の中でも無理心中ということだったんですけど、心中をしたいがために殺人に至ったのか、殺人がしたいというわけじゃないんですけど、殺人だけして、実は心中をしたくなかったんじゃないかとか、いろんな考え方がある意味出てしまったのかなという事件でしたね。

司会者

ありがとうございました。そういう見方がいろいろある中で、精神的な病で耗弱ということは検察官も弁護人も特にそういうふうにご考えてくださいというような説明だったと思うんですけども、その部分は特にそれほど違和感というか、何か疑問とか、何かありましたか、そういうのは。

1 番

たまたま、最初の話に戻りますけど、精神科医の先生のプレゼンがすごく懇切丁寧に全部やっていただいたんで、検察側の言っている内容にもすごく合っているな、また弁護人が言っている内容も合っているという部分、両方分かったんですごく。たまたまテレビとかで観るような弁護人の方だとか、検察官が怒鳴り合っているシーンというのは、ちょっと私が参加した裁判では一切なかったんですね。何か穏やかに進んでいって、中立のその先生が診断、あとは、こういう症状のときにはこういう影響もあるんですよと実例を交えながらプレゼンしていただいて、みんなが納得して、その評議の場に持ち込めたというのがあったんで、特段偏った見方というのはなかったですね。

司会者

ありがとうございました。

あと5番の方、冒頭、確かちょっと法律の表現とかで分かりづらいところもというようにおっしゃっていたと思いますけれども、もしそのあたりでお話いただけることがあれば、何か思い出して、いかがだったでしょうか。

5 番

済みません、ちょっとその言葉そのものは忘れてしまったんですけども、六人ぐらいいた中でもって、ある男の方が、これ、普通だったらこういう言い方しませんよねというふうに言われたんで、そうか、そういう言葉が混じっているから、何となく分かりにくいみたいなのところがあるのかなと思ったんで、それで、さっき、そういうふうに言ったんですけど。

あと、今のこの心神喪失とか、耗弱とか、完全責任能力とかというのは、もう被告人がずっと通院していたし、それから弁護士側も、それから検察側も心神耗弱であるというふうに全部もう認めちゃっていたので、もうほとんどそういう前提のもとにしたみたいでしたね。以上です。

司会者

ありがとうございました。

今、法律の責任能力の問題ということでひとまわり御意見を伺ってきましたけど、何かこのあたりでもうちょっとこういう工夫があってもいいとか、こういうところが気になったということでお話いただける方がいらっしゃれば、さらに伺いたいと思うんですけど。よろしいでしょうか。

ここまでが、大体、今回皆さんに共通するテーマということで、責任能力や精神障害の問題ということで伺ってきたんですけども、折角なので、検察官と弁護士から、今までの出ていたお話で御質問とか、御意見とか、お話いただけることあれば。いかがですか。

横田検察官

検察官の横田でございます。今日は貴重なお話をお伺いさせていただきまして、ありがとうございました。

私どもも、責任能力の関係で立証するときは大変苦労するんですけども、裁判員裁判が特に始まる前に感じていたことではあるんですが、週刊誌とか、一般の方の御感想なんか伺うときに、どうしていわゆる精神的な病気があると刑が軽くなるんですかと、そんなのおかしいじゃないですかというの、今までも被害者の方とか、そういう方から、私ども、質問受けることあるんですが、そういうことに関する違和感のようなものはずっとお持ちだったのか。それとも、最初はあったけども、評議の間とか、裁判進んでいく間に、段々なくなっていったとか、そういうところの御感想をもし伺えればと思います。よろしく願いいたします。

司会者

7番の方から何点かそういうところも出ていましたけど、刑法の法律で心神喪失ということになると、これは刑事責任問えない、無罪ということになるとか、あるいは耗弱ということになると刑を軽くするという規定があることは皆さん御説明を聞かれたと思うんですけども、そういうものを元々どういうふうに考えていらしたとか、あるいは経験を踏まえて何か考えが変わったところがあるかどうかと、そのあたりでしょうかね、検察官。

いかがでしょうか。皆さん、どなたからでも。結構世の中でもいろいろ関心のあるところかと思えますけれども、何かお話いただければと思います。

お願いします。2番の方。

2番

今回はこの関係者が事件の関係者ではなかったのですが、刑が軽くなる等々に関しては感じなかったのですが、なので客観的に見ていたんですけども、関係者になったら、何でそこでという疑問が出てくるのはあるだろうなと思います。以上です。

司会者

そのあたりで、どうして法律がそういうふうになっているのかというような話というのは何か話題になったり、説明聞かれたりとかということはありませんか。

2番

説明があったと思います。そのときは理解したんですけど、今、ちょっと思い出さないんですけど。そのときは納得して、皆さんも納得して、そこで納得されない方はいなかったのです。あとはいろいろな質問にも答えていただけたので、それは皆さん納得していましたね。

司会者

ありがとうございます。2番の方の事件は、弁護人は心神喪失の疑いがあ

るということで無罪の主張をされて、結論としては耗弱ということで刑を軽くするという選択をされたという事件だったですよ。

ほかの方で、何か法律の責任能力、あるいは責任無能力というその考え方や制度について、何かこんなふうに思ったということでお話いただける方があればお願いしたいと思いますけども。

評議でこうだったということは言えないと最初に申し上げちゃったんで、ちょっと難しいかもしれませんが。

そうですね、では、7番の方、何か冒頭で、そののところ、ちょっと終わった後いろいろ考えて、自分としては、今考え直しているところもあるというようなこととお話いただいたように思ったんですけれども、何か御自分の、判決とは必ずしも関わらなくても結構ですけど、こんなふうに思っているというのがありますか。

7番

被告とはいえ人権みたいなところがあって、喪失とか、耗弱ということを考えないと、性犯罪者を事前にリスト化して監視するみたいなシステムの国もあると思うんですけど、あれが必ずしもいいとは思っていないので、やはり精神に何らかの問題があったとしても、普通の生活はやはりするべきだと思っていて、その前提を持つと、やっぱり障害があったときにどういうふうな軽重をつけるとかという解決策は、私が考える中では一番すんなりいく方法かなというふうに思っています。

司会者

もし、できれば、もうお一人ぐらい、いかがですか。何かそういうことで考えたり、悩まれたりしたこともあったかなと思うんですけど。

6番

検察官の方がおっしゃったとおりに、やはりこれに参加する前は、精神鑑定が入ると刑が軽くなったり、なくなったりということに対して、世間一般

のとおりに思っていました。参加して、私たちのときのその裁判官の方がとても分かりやすく、いろいろなことを説明してくださったので、どうしてそういうことになるかというの理解ができました。ただ、その精神鑑定の部分がちょっと引っ掛かってしまった部分があったので、そこが改善されるといいなと思いました。

司会者

さっきお話いただいた、要するに、すんなりお医者さんの言うとおり考えていいのかなというところで、やっぱり引っ掛かりがあってということですかね。分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

5 番

一応、精神的に障害があった場合には刑が軽くなるとか、無罪とかになるというのは、いろいろ今までの社会的知識でもってあれなので。ただ、本人が心神耗弱、私の場合、心神耗弱だったんですけど、耗弱かどうかというのは、認められるかどうかというんですけど、やっぱり弁護側も、それから検察側もそれで認めていたし、本人も認めているというか。

司会者

耗弱の結論の方も結構いらっしゃるんですけど、私自身もそういう事件やっていると、いつも著しく障害されていたとか、著しく困難だったかどうかという程度のところの判断って、なかなか難しいなと思うことがあるんですけど、そういうところで難しかったとか、あるいはこんなふうと考えられたという方、いらっしゃいますか。どうでしょうか。

2 番

判断そのものが、どんな小さな判断でも悩みましたし、今でもそれが正しかったのかなとも思いますし、一つ一つの判断というものは、やはり自分にとっては重かったですね。

司会者

弁護人から何かございますか。

岡村弁護士

先ほどお話で出ていた、医師の方のお話がある場合でも、複数の方からお聞きしたいなという御意見が、まさに私も本当にそれを思うこともございまして、民事の医療訴訟なんかですと、大学の異なる先生をお呼びしてお話を聞くと。で、判断していくということもございしますので、大変貴重な御意見だったなと思っております。

ちょっと皆様に、折角の機会ですので御質問をさせていただきたいと思うのは、本日、事件を、記録なんか拝見しますと、争点になっている事案と、なっていない事案と。お互い心神耗弱であることは争いがない事案というのもあるんですが、その際にも鑑定人の先生は詳細な御説明をしていただくわけですけども、例えば争いのない事案でも判断をしていただく必要があるので、そういう長いプレゼンをお聞きになって、あの情報は、まあ、なくてもよかったかなと、争いがない事案ではそこまで詳細な説明はなくてもよかったかなですとか、逆に、ちょっと、まあ、争いがないとはいえ、この辺が物足りなかったなとか、もうちょっと突っ込んで最初のプレゼンで情報提供があればよかったなというような、またお感じになった点がありましたらお伺いしたいのですが。

司会者

今の御質問は、深刻に争われているものもあれば、それほど大きく争いはなくて、双方、耗弱で構わないと、5番の方のような事件も、ほかにもあるんですけれども、そういうもので、説明がむしろ多過ぎるとか、そういうふうに思われたようなことがなかったかどうかというようなことだったかと思うんですけど、どなたか、いかがでしょうか。

あるいは、そういえばそれは必要だったと思うということでも全然構いま

せんし、何かそういう事件担当された方で思われた方いらっしゃいますかね。

2 番

僕の場合、その事件はまさに心神耗弱か、喪失か、その一点が争われたんですね。弁護人のほうも、責任能力があったと検察側がちゃんと説明できているかというところで弁護していたんですね。それ以外、弁護がなくて。なので、まさに後であそこもお医者さんに聞いておけばよかったと。かなりお医者さんの説明長くて難しいこともあったんですけど、こんなことも言ってたっけとか、いろいろ出てきたんですけども、最後はこういうのも聞いておきたかったとか出てきたんで。

説明は十分でした。ただ、後から考えると、やはりこういうことも聞きたかったなというのが出てきましたね。

司会者

ありがとうございます。そうすると、後で、やっぱりここも確認しておきたかった、もうちょっと質問の機会があったらよかった、そういう点がやっぱり幾つかあったと、そういうことですかね。

2 番

そうですね。まさに二つに一つのものしかなかったの。心神喪失、心神耗弱。お医者さんに聞きたいことというのがたくさん出てきましたね。

司会者

ありがとうございました。

1 番の方なんかも、特に病名や心神耗弱という、そういう主張のレベルでは争いがなかった事件だったと思いますけれども、何か今の質問について思われたことありますか。

1 番

説明が多過ぎたか、足りなかったかという部分で言えば、非常に適切であったなと思いました。私、素人なんで、はっきり言って病気の種類もさほど

知りません。ただ、たまたま心神耗弱，検察側も弁護側もそれは認めている上で，先生のお話の中では，病気の状態が軽いものと重いもの，その中でも当時の状態は高ぶったものだとか，そういった例まで，細かいところまで説明していただいたんで，元々そこから犯罪に至る影響というのはどのくらいあるんだろうかというところが，多分，ほかの裁判員の方も思っていたんで，十分納得いけるような意見は聞いたのかなと思います。

司会者

ありがとうございました。

ほかには，今の質問について，何かお話いただける方ありますか。いかがでしょうか。

あとお一方，そうですね，6番の方の事件も耗弱ということ自体は争いがないんだけども，かなり詳しく，先ほどの説明だとお医者さんからあったということですが，何か今の質問については思われることありますか。

6番

その争点にはなっていなかったんで，多分それをお互いに全員で確認しましょうみたいな形での説明だったんですね。ただ，もう生まれたときからというものおかしいんですけども，小さいときからの，ずっとその歴史を追っての事を事細かに説明をしてくださったので，逆にいろいろなことが浮かんでではないんですけども，質問が逆に出てきてしまって，結果そうやってしまったみたいなところはありました。

岡村弁護士

あと一点だけなんですけども，そういう精神障害なんかを判断する際，お医者さんの御意見なんかお話もございましたが，こういうデータの，あるいは統計学というような医学の専門知識の御説明というものが一つありまして，それとは別に実際の被告人がやったと，行ったとする行動という面から見て合理的ですかとか，病気があったらこんなことしないよねとか，そうい

ったお話をされたのではないかなというふうに思っているんですが、皆さんの中で、行動といえば分かりやすいかとは思いますが、医学的な専門知識とか分類とか、そういった点で何か分かりにくい点があったかといえば、さっき分かりやすかったということなんでちょっと、もし今後の工夫とか、何かあれば御意見をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

司会者

いかがでしょうか。今まで出ているところもあると思うんですが、医学的なところで説明をたくさん聞いていただいたと思うので、何か最後に、もう少しこういう工夫がと、今まで言っていたことに加えてあれば、さらに教えていただきたいということだと思いますけど、いかがでしょうか。

その点はよろしいでしょうかね。ありがとうございます。

それでは医学的なこと、あるいは責任能力ということについてのお話は大体以上で。多分ここで伺っていること自体も、きっと質問が専門的だったりして、結構お答えいただくのが難しいところもあったかなと思います。本当にありがとうございました。

先に進んで、皆さん大体5日ないし長い方で7日ぐらいでしたかね、審理に参加していただいていると思いますけれども、その中での御経験、あるいはその感想ということで伺えればと思います。

それで最初に、初日にどの方も検察官と弁護人が今回の事件、こういうことが問題になっています、こういうことがテーマですという話を聞いていただいていると思います。あるいは、最終日にはまとめの意見ということで、論告や弁論ということで聞いていただいたと思うんですけれども、何かそういうところで、内容でも結構ですし、プレゼンのやり方のようなことでも結構ですけれども、こういうのはとても印象に残ったとか、あるいはこういうところをもうちょっと工夫してもらいたいとかいう当事者の活動のところでは何かお気づきのところがあれば、ぜひ御意見いただきたいと思うんですけど、

いかがでしょうか。

3 番

私のやったときに最初にいただいた資料で、私もコンサルやっているもの
ですから、やはりそれもプレゼンだったんじゃないかなと思うんですけども、
私の場合には検察の勝ちという形でしたね。やはり論点がぼけた書類をなさ
っていて、ダラダラと書かれた書類の中で、この弁護士さんは何を言いた
いんだろうかというところがはっきりしないものを渡されていまして、や
はり弁護士さんのほうも、やはりプレゼンするという気持ちで最初に渡す書
類を作っていたかかないと、何を言いたいのかというのがはっきり。最初か
らもう心神耗弱で執行猶予付きということしか書いていなくて、どうい
う現状でこうなったのかというような、いろいろなこちらに訴えかけるもの
が一切なかったということがありました。それは判断材料には全然関係ないん
ですけども、やはりそういうものに完全に関わっていない人たちが見て、当
日来て、見せられて、そのまんま裁判の場に入っていくときに、こういうこ
となんだということが一目で分かるような書類を出していただいたほうが、
今後やられる方も分かりやすいと思うんですね。ですから、状況をダラダラ書
くのであれば、要点を簡潔に書いておいていただいたほうが、それから話を
聞いていって肉付けしていったほうが分かりやすいんじゃないかなと思うん
ですね。私がやったときには、検察側の方はカラーはそういうものを使って、
いろいろと視野に入ると言ったらおかしいんですけども、そういう形で争点
をはっきりさせていただいていたという感があります。

あと、弁護士さんの最後のお話もちょうと論点がずれていて、最終まで心
神耗弱だ、耗弱だというそれだけしかなくて、何でそれを訴えているのかと
いうのが全然話されなかったということもありましたけども。やはり来るの
はただの素人の国民なんで、何とかそういう点は少しプレゼンの仕方を検討
していただければなというふうに思います。

司会者

ほかには、当事者の活動で何かお気づきのところとか。

2 番

僕も3番さんと同じような意見なんですけども、弁護人の方のプレゼンテーションがあまりにも積極性がなくて、言っていることが責任能力があったと証明できるのかということしか言っていなかったですね。さっきも言いましたけども、自分の意見もちゃんと主張できないような弁護人だったので。そのとき感じたことを言えば、国選弁護人なんだな、こんな弁護人に当たったらおしまいだなと思ったのが正直な気持ちだったんですけども。それほど僕の扱った裁判では弁護人の積極性というものが全く見られなかったので、例え国選だろうが何だろうが、裁判の場に出てきた弁護人というのは、もうちょっと積極的な弁護というものをお願いしたいということです。

司会者

今のお話だと、内容とか意気込みとかそういうこともあるし、それから検察官は証明できているんだろうかという言い方も気になられたところがあるんでしょうか。

2 番

自分たちが調べたものというものが一切ないんですね。こちらに提出されたもので。要は検察官はちゃんと出してきた証明が、それはちゃんとしているんですか、責任能力あるんですかみたいなことしかないので、自分たちの主張というものが全くなかった。もう腰かけでやっているんだな、この事件はという印象しかなかったので、最初からもう、本当、弁護人の印象が悪かったですね。

司会者

ほかの方で、何か当事者の活動のことで印象に残ったことがあるという方いらっしゃいますかね。

7 番

私が関わらせていただいた裁判では，検察の方も弁護の方も，多分それぞれの戦略がすごくよく分かって，聞いていて分かりやすかったですね。

それとはまた別なんですけど，耗弱は争わないということで始まっていて，途中で被告の方が，あそこで言わされたとかっていう，ちょっと始まったんですね，証言を。で，私なんかは，全然触れていないことがそこで出てきたので，もうちょっとしっかり取り上げて何かやるのかなと思っていたんですけど，割とそこは何もなかったように進んでいったので，若干違和感がありました。それは弁護人のほうがそこを取り上げないもんなんだろうな，こういうのはというのを勝手に解釈はしたんですけど。ちょっと若干違和感ありましたですね。

司会者

弁護人の話題が続いて恐縮ですけど，8 番の方はあれですかね，弁護人の方が責任能力を争われているのは，さっき，何で争っているのかなと思ったというようなことをちらっとおっしゃっていたと思いますけど，何か当事者の活動でお気づきのところありますか。

8 番

私も2 番の方，3 番の方と同じ意見です。出てきた書類一つでも，やはり検察の方のは，まずもう5 色ぐらいのカラーですし，紙がですね。もう図もあり，表もあり。かたや弁護人の方はA 4の白黒の横文字のワープロですね。非常に見にくくて，読むの嫌になるようなワープロが6 枚も7 枚も出てきて，検察の方はA 3の紙1 枚で表組みになっていて，もうそれだけで本当分かりやすさというんですかね，これがもう全然違っていました。

本当に私も，弁護人の方，もっと頑張れと，ちょっと応援したくなりましたね。そのぐらい，実際ちょっとそういう事件がやりづらかった部分，結局主張としては心神喪失ですとか心神耗弱と，もうそこしか，それを言うしか

もう道がなかったのかというような、ちょっと弁護人の方も気の毒だったのかなという気がするんですけども。出てくる資料は、でも一生懸命いろいろなやり方はあると思うんですけども、そこだけで比較しても、弁護人の出てきた対応というのはちょっと、被告の方も気の毒だったのかなと、ちょっとそういう、本当に2番の方、3番の方とその辺は同じです。

司会者

ありがとうございました。

ほかには、当事者のところで何かこれは言っておきたいということはないでしょうか。よろしいですかね。

あと、裁判所の評議の中で、テーマとしては責任能力や精神障害がテーマになったことが多かったと思うんですけども、評議の中では、何か分かりやすく整理して議論する上でお気づきの点、あるいはもう少しこういうところは考えてもらいたいというところは何かなかったでしょうか。いかがですか。

2番

過去の例はという質問をされて、裁判官の方がそういうもの、過去の例みたいなのを説明されるんですけど、過去の例とか判断ですね、この場合の。結局そこに誘導はされていないんですけども流されてという部分がありまして、これでは一般人が入っている意味ないかと、あまり、これでは。一般人の意見が反映されていない、僕はそう判断、見たので。裁判員裁判のこの制度の意味というものがちょっと反映されていないのではないかという印象を受けたんです。行くのはみんな素人なんで、法律に関して。みんなかどうかわかりませんが、僕は素人だったので。要は法曹界以外の人たちからの意見を聞きたいというのが趣旨だと思うので、そこで、そういう専門知識のない人間がやはり過去の例にすがってしまう。そこを、どうしてもその流れになってしまいがちになるのは分かるんですけど、そこにもう一工夫を何か。ちょっと僕が意見持っているわけではないんですけど、そこに。一工夫何か

欲しいなど。

司会者

ありがとうございました。差し支えなければ、今言っていたているのは、やっぱり責任能力の判断のあたり、法的なその判断のあたり、それとも量刑とかそのあたりで。

2 番

量刑の部分が大きかったですね。

3 番

私の場合には、結構皆さん、裁判官の方々も量刑はこういうもんだというお話はありましたけども、自由に討論させていただいて、やはり、内容は言っちゃいけないんであれなんですけど、一番罪の重い実刑にするのかというところから一番軽いところまでというので、それを全部自由に討論させていただいて、なおかつ少数意見も汲み上げていただいて、それで最後の結論を出していただいたということで、非常にそういう点では担当された裁判官の方には感謝していますけども、私どものときはそうでした。割と自由に討論させていただいて。うまく調整してもらいましたので、皆さん納得した上で、最終的には結論出せたというふうな形になっています。

司会者

4 番の方は、評議の中ではどうですか。意見とかきちんと言えましたですか。どうでしたでしょうか。

4 番

確かに、私の関係したこれでは、被告人も全部自分のやったことを認めていたし、弁護人が精神遅滞とか心神耗弱とかというふうなことを言っておりましたが、被告人が法廷で述べていることは、結構理路整然としていて、まともなことを言っとるわけですよ。幾らか、一般的に言っとるのかなというふうな感覚は持ってはあったんですけども、事の善悪、その他のこ

とに関してはもう十分承知している。年齢的にも69歳という年もあって、それだけのことを言っているんで、完全責任能力あるよという判決になったんですけれども

司会者

ありがとうございました。

そうしましたら、今日はマスコミの方からも何人が傍聴いただいているので、今までの議論の中であったことでも、また、それ以外のことで構いませんけど、何か御質問していただければと思います。

A社甲記者

A社の甲といいます。よろしくお願いします。

今、2番の方がおっしゃっていた話に関連してなんですけども、過去の例に流されて市民の意見があまり反映されていないと感じたという意見、非常に新鮮にお聞きしたんですけれども、少数意見が反映されなかったとか、過去の例に流されてしまっていたというふうに感じられた方というのはほかにもいらっしゃるのでしょうか。もしいらっしゃったら。お願いします。

8番

結果についてはすごい満足しているんですね。そこに導くまでは、要は判断基準が合理的というんですかね、前もって準備されているのかなと期待していたんですね。そうしたら、何か画面に過去の放火事件だったんですけど、その類似事件が過去5年、5年で、裁判員裁判が始まってから蓄積されたというデータが出てきまして、それも年数があまり長くないですよ。短い期間のデータなんで、やっぱり事例の数も少なく、参考になるものがなかったんですね、結局。じゃあ、これどうやって決めるのかなと。最後はあっけなく決まりましたと。こんなにあっけなく決まっていいのかなと。これ、悪いことしちゃいけないんだなということが、全て私としては感想としてありました。

6 番

私たちのところも量刑の部分で量刑分布の図を見せられて、過去はこうですと言われたときに、やはり2番の方みたいに、であれば、今まで話し合っていた意味ないかしらみたいになったんですけれども、裁判官の方が、これは本当に参考なんです。ただ、東京のここで受けたから、九州のここで受けたからといったときに、全くその量刑が違うという判断をそこにいた人たちだけで作ってしまって判断が違うというのは、その機会が公平ではないという説明をきちんと説明してくださって、全員で、ああそうなんだと思って納得して、これを見た意味も分かったし、それで私たちが考えるのねという形でとても納得ができました。

2 番

過去の例を望んだというか、参加されて、裁判員の方が判断しかねて、それを結果求めたんだと思うんです、僕の参加したもの。なので、それは裁判員裁判に参加した方が意見を出したり、積極性がなく、自分の意見を出せずにそこに行ってしまったということなので、裁判所のほうでそのほうに誘導したとかそういうことではないので、ちょっとそこだけ、ちょっと注意点としてお願いします。

司会者

今のところ、どの事件でも裁判所としては刑というのはどういうふうを考えていくものかという御説明をして、私の理解では、全ての事件でデータは見ていただくと思います。ただ、今、6番の方に言っていたとおり、あくまで参考です。別に何か似たものが1件あるからこれで決まるとか、そういうことじゃありませんということと、それから一方で、公平ということも刑を決める上では大事ですよという説明を差し上げていることが多いのではないかと思います。ただ、当然刑を決める、その数字を具体的に言っていたら、実刑か猶予かを決めるということに加わっていただく上では、2番

の方に言っていただいたとおり，参加された方の感覚をきちんと反映させるということがとても大事だと思っています。それは，今後も課題だろうなというふうに思っています。

最初の質問はそんなところでよろしいですか。どうでしょうか。続けてでも，ほかの社の方でも結構ですけど，いかがでしょうか。

B社乙記者

B社の乙と申します。

先ほどもお答えいただいている部分もあるかと思うんですけれども，検察側と弁護側の立証に関して，分かりやすいとか，もしくはこういうところは分かりにくかったなというような点が，言い残した部分がある方いらっしゃればお伺いしたいなと思っているんですけど，いかがでしょう。

司会者

どうぞ。1番の方，お願いします。

1番

先ほどの質問の中にも多分あったと思うんですけど，確か私も感じたのは，検察側からのプレゼンの内容からしてすごく分かりやすくその犯罪について説明がされていました。一方，お互いに検察側も弁護人側も心神耗弱というのを認めた上での弁護人側のその主張というか，そういう説明のほうについては，何かピントがずれた，経歴が云々，何かやたら長い文章でつづっているようで，素人にはちっとも分からない。ただ，その家族の人たちだけが分かる内容を紹介しているだけになっていたのかなと。事件に対しての真相というか，そういった本心をずらしているのかなという，それも策略なのかもしれないけど，ちょっとそういうのをすごく感じて，弁護側の方のそのプレゼンの方式，もうちょっと考えていただくといいのかなと思いました。

司会者

ほかにはいかがでしょうか。今の質問について，さらにもう少しこういう

ところ注文しておきたいということで結構ですけども。

5 番

感想になるんですけども，非常に割とはっきりしている裁判だったと思うんですけども，冒頭陳述とかはすごく分かりやすくて，逆に我を忘れて聞き入るぐらいに何か夢中に聞き入っていたと思います。

先ほどの分かりにくい法律書的な表現というのは，それちょっと昼休みに裁判官の方が席外したときにちょっと話したもので，ちょっと裁判官の方は御存じないんですけども，文章になるとちょっと分かりにくいかなというあれでした。そんな感じです。

C 社丙記者

C 社の丙と申します。本日はありがとうございます。

ちょっとお尋ねをしたいことは，精神障害を抱えた方が被告人であるということで，量刑を決めるに当たっても，今後の生活，執行猶予となった後の例えば保護観察であるとか，更生に向けてのいろいろな方法があるということについて，検察側とか弁護側とか，あるいは裁判所の裁判官の方々とかから説明があったかという部分についてお尋ねをしたいんですけども。御意見のある方，お願いします。

司会者

どうぞ，2 番の方。

2 番

その点も争点になりました。被告人が懲役刑，刑務所の中で労働するということですよ。そういうことができるのかというところも争点になりまして，医療刑務所でしたっけ，そういうところの話もしまして。そういうことに関しては，十分にそのときの事件は話合いができたと思っています。

ただ，医療刑務所の実態に関する説明がちょっと足りなかったですね。ちょっとあやふやなところがあったです。ちょっと私たちにも分かりません

という。そこら辺はちょっと、実際どうなのか分かりませんが、そういう制度がある以上、裁判官の方に詳しく知っていただきたいなと思います。

司会者

ほかにはいかがでしょうか。

3 番

完全に言うと、親が死んだかもしれないというような放火事件だったものですから、最後、皆さん納得されたか分かりませんが、私の場合には、その親御さんがまた同居するというで犯罪は起こらないんだというような結論が最後には出てきて、そういう形になってしまったので、実際一回やった人というのが親とまた同居させていいものかというのは最後まで、自分自身の中では今でも思っています。ですから、何かの形でそれを裁判後に確認していけるようなことができれば、やはり。例えば、今回のあれでもとに戻って、また同じこととして、今度は死亡事件になってしまったら、自分で判断して、出してそういう形にしたということには、今度はそれがまた逆に、何年か後に同じ事件が起こった場合に、すごい自分の負担になってくるんじゃないかなというふうには思うんですね。ですから、完全に精神的な病というようなことだったんで、それが完全に治るとかということが。

司会者

自宅に放火した人が自宅に戻るということで、とても心配されたということですね。

3 番

それと、あと被告がブログをやっているんですけど、それがいつとまっていたんですけど、今ずっと動いているんですよ。やっぱり気になるんで見るんですけども、やはりその中で、今までの間で二回ぐらい、もう、また嫌になったというような書き込みをしているんですよ。ですから、実際に事件を

起こした前もそういうような書き込みの後にやっているんで、やはりどうしても気になるんで、たまにチェックはしちゃうんですけども。やはり、それが自分でちゃんとした形のものがつけてもらえればよかったんじゃないかなと。

だからそういう制度的に、やっぱり保護観察の方々がやはり減っているということとか、そういうことがそういうものをつけられない原因であるならば、その辺はもう少し国として検討していただきたいなというふうに。一か月に一度でも保護観察をしに会いに行くというだけでも結構な、再発というか、異変に気づく可能性もあるんじゃないのかなというふうに僕は今でも思っています。

司会者

ありがとうございました。

ほかの方で、判決後のことで何か印象に残っていることとか、説明をもう少しこういうことあったらよかったとか、何かありますか。どうでしょうか。よろしいですかね。

それでは大体残り10分ぐらいになってきましたんで、最後のテーマですけども、今日、いかがでしょうか、大体御参加いただいたお気持ちお話いただけたでしょうかね。そういうことも含めまして、今後これから後に続いてこういう事件担当される裁判員の方もいらっしゃると思いますので、何か御自分の経験でこういうこと言っておきたいというのがあったらぜひ伺いたいと思います。

これもどなたからでも結構なので、どうぞ。できれば、お一人ずつお願いしたいと思いますので。

1番

もう個人的には、はっきり言って肩の荷がおりたということで、簡単に言っちゃうんですけど、一般の人は誰でも参加できるこういう制度というのは

今後も続けていいのかなとは思っているんですけど、本当の裁判、要はドラマじゃない、そういったことを人生経験として楽しんで、言い方は悪いですけど、身をもって真剣に取り組んでいただければと思っています。

これ、個人的にたまたまなんですけど、私、会社の中で、今、自分の勤めているところに28名勤務しているんですが、実は、私、去年のこの裁判が終わったころ、11月下旬に終わったんですけど、会社に戻ったら、後輩が、実は、裁判所から封筒が届いたということで、見せていただいたら、やっぱり私が1年前に来たものと同じものが来たということで、どういうことやるんですかと、やっぱり食い付いてくるわけですね。そんなのもありましたけども、堂々と、選ばれたらやってきなさいということで伝えたんですけど。

たまたま会社内でも、私がどうも初めてだったのかどうかはちょっとよく分からないんですけど、会社側は協力的なところがありまして、休暇制度だとかそういったところはみんなできているんですけど、実際にその書類の手続だとか、どんな扱いをしていいの、本人はいつごろ帰ってくるのというのが分からないもんですから、一度経験者が出たことで、どっちかというところ、会社にも貢献できたのかなと、こういう制度に対しての対応ということで、非常にいい経験ができたなと思っています。

司会者

ありがとうございました。

2番

僕が思うのは、裁判員裁判に選ばれた人たちは覚悟して臨めよと言いたいです。たまたま僕の関わったものがそうだったのかもしれませんが、裁判官の人に過去の例とかで、そっちの意見のほうに流されていってしまうと、何か裁判員裁判の制度自体の意味がちょっと僕には見出せなくなってしまって、皆さんが意見をちゃんと主張できるような、今でも十分誰でも意見が言えるような雰囲気なんですけども、他人の意見ではなく、自分の意見がもう

ちょっと裁判官の人たちが引き出せるようなことも必要ではないかなと思うので、そういうのも検討してください。お願いいたします。

司会者

ありがとうございました。

3 番

事件の種類によって、やった後がよかったとかというのは、私の場合には幸い殺人とかそういう事件じゃなかったので非常によかったという印象を持っています。こういうことに参加することによって、やはり司法だとかそういうものが少しでも変わっていける可能性があるんだっただらば有意義だと思います。

司会者

ありがとうございます。

4 番

私は今年 77 歳になるんですけども、75 歳まで会社で仕事をしておりました。引退してからこの裁判員を経験したんですけども、非常にいい経験になったなと。最も人の生き死にに関係することでなかったもんで、今は大変貴重な経験をしたなとは思っているんですけども。私が考えるのに、素人がこれに関係してくるんですから、素人の経験してきた、今まで経験してきた常識、それに当てはめて判断するのがこれからの裁判員、そうなる方に提言したいと思っています。

司会者

ありがとうございます。

5 番

結果からいくと、いい経験をしたと思います。今ここで幾つかの事件、それぞれお聞きしているんですけども、やっぱりその中でもいろいろこういうお医者さんのあれだったとか、弁護人のこういうあれだったとかいろいろ

あるので、やっぱり控訴というのも出てくる場合もあるんだと思いますし、やっぱり自分でこれから先、何か犯罪を犯すとは思わないんですけども、逆に何か不利な立場に立たされちゃう場合ということは全然なくはないんですね。自分が実際に、大したあれではなくても、被害者になるとか、あるいは何か不利な立場になったときに、やっぱり今皆さんの状況をお聞きしていると、何か闘っていくのも難しいというか、感じられるし、やっぱりいろいろな状況があると思うんですけども、そういう意味で、いろいろ一般のいろいろな意見を入れて、裁判していくというこの制度もやっぱりいいと思うし、大変だとは思いますが、お仕事があつての方はもっと大変だと思うんですけども、やっぱりこういうのが来た場合にはなるべく参加して、それで意見を出して協力していくのが、もしかしたら自分にも有利になるかもしれないし、国のためというか、社会のためだとは思いますが。以上です。

司会者

ありがとうございます。

6 番

個人的にはとても貴重な体験ができてよかったと思っています。いろいろな気づきもありましたし、裁判についても今まできちんと考えたこととかもなかったのですが、そういうことを考える時間も持てましたし、量刑の理由一つとっても、とても考えられているんだなということも理解できましたし、それを私たちのやったときの、本当に小さなことまでくみ取ってくれてその文章ができたのを見て、全てその小さなことまでくみ取っていただけて、とても裁判官の方にいい形で終わられて、感謝する形で終わられたと思います。

裁判員制度については、もうその裁判官の方のリップサービスもあったのかもしれないんですけども、こういう考え方をしたことはありませんとか、そんなことは思ったことはないですねみたいなのも言ってくださった意見とかもいろいろ出てたりしたので、価値はあるんじゃないかなと思って

います。

それと、私の場合は人が亡くなってはいない事件だったので、だからこそ、私は人に言えると思っっているんな方に裁判員制度については機会があるとアピールするようにしているんですけども、ただ、もうどちらかというところ、世間一般的にやったということ自体が変わっているという感覚を持たれている方がほとんどなので、やってねとは言いませんけれども、もう最初から駄目ではなくて、やろうかやるまいかを考える、まずその検討段階ぐらいは持ってねみたいなことは伝えたいなと思います。

それと、自分の息子がたまたま先月模擬裁判でこちらに来て、させていただいたんですが、そういう形で多分今学校のほうでもいろいろ指導要領に中学、高校、入ったかと思うんですけども、そういった形で教育のほうから底上げではないけれども、していくと、裁判員制度自体の理解は深まるのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。

7番

判決自体にはすごく満足をしているんですけど、その途中の自分の考えたプロセスとか、出したジャッジとかというのはいまだにやっぱりモヤモヤしていて、こんだけ1年半ぐらいたっても残っている。個人的にはお勧めしませんよという感じなんです。とは言いながら、やっぱりこの裁くってどんなに難しいんだというのは、これは身をもって体験したほうがいいことですし、あと思ったのが、犯罪とか判決というのを結果として見ているだけだと、その背景、社会だったり、構造だったり、ルールだったりというのをあまり考えないんだと思うんですよね。そんなこともひっくるめて考えられるすごくよい機会だというふうに思うので、選ばれた方はそういう意義とかを感じながらやっていただけたらいいかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。

8 番

私の場合も，本当，参加してよかったなという印象です。やっぱり人が死ななかつた事件であったという前提がそうさせているんだと思います。

あと，参加してみて非常に勉強になったといいますか，非常に検察の方はすごい，日本の検察はすごいなと思いました。犯罪を立証するために，私の場合は放火事件だったんですけど，放火の燃焼実験をしたり，足取りをずっと歩いていたり，ここまでやっているんだなというのが非常に感心したというか，驚きました。

あともう一つは，裁判官の方が，私，テレビの印象ですと非常に冷静沈着といいますか，そういうイメージだったんですけど，私の担当された裁判官の方は非常に人間味のある方で，その事件に対して被告人がふざけたことを言うと，怒りをあらわにして発言をしたりしてしまして，そういった意味でも，裁判官の方も人間なんだということが理解できましたし，そういった意味で，非常に参加できてよかったなというふうに感じております。

あと，残念ながら弁護人の方，今日，いっぱいいらっしゃいますけど，たまたまちょっと事件の性質上，出番がなかったんじゃないかと思っておりますが，もしまたこういう機会がありましたら，ぜひとも弁護人の皆様には感心させていただくような弁護をしていただけたときに呼んでいただければと思っております。以上です。

司会者

たまたま抽せんの結果，そういう事件ばかりになってしまったんだと思いますが，本当に今日は真剣に向き合って事件に取り組んでいただいた方ならではの御意見をたくさん伺えて，私ども，本当に参考になりました。今後ぜひ活かしていきたいと思っております。

それでは時間がまいりましたので、これで終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以 上